

アーティストバンク推進事業に係るイベント開催支援業務委託仕様書

1. 件名

アーティストバンク推進事業に係るイベント開催支援業務委託

2. 目的

本市では、市民が多彩な文化・芸術に触れる機会の充実を図るため、文化・芸術活動を行う団体や個人(アーティスト)と、その発表の場(スポット)の情報をデータベース化し、双方のマッチングを促進する「アーティストバンク推進事業」に取り組んでおり、その一環として専用ウェブサイト「POART/ポート」(以下、「POART」という。)を運営している。

今回、多くの人で行き交う JR 大分駅等を舞台に、POART 登録アーティストと連携したアートイベントを一定期間開催することにより、POART を広く周知するとともに、登録者拡大、市民が多彩な文化・芸術に触れる機会の創出に繋げる。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4. 開催概要

名 称：まちなかめぐる POART MONTH 2026 (仮)

期 間：令和8年11月3日(火) プレイベント

令和8年11月7日(土)～11月29日(日) 本番

場 所：JR大分駅、大分車両センター、イオンパークプレイス大分店など

概 要：ミニコンサートの開催、車両を舞台としたパフォーマンス等

5. 委託業務の内容

(1) イベントの運営に関する業務

①市および市が指定するPOART専属アートディレクター(以下、「アートコレクティブ」という。)3名と連携・調整しながら、イベント等の運営を行うこと。

②事業に参加するPOART登録アーティストとの連絡・調整は市及びアートコレクティブが行うが、事業終了後の出演費及び材料費等の支払いは、受託者が実施すること。なお、アーティストに対しての出演費及び材料費等については、別紙の通り、市が指定する金額を支払うこと。

③アートディレクターへの企画運営費の支払いについて、1名あたり30万円(税抜)を企画制作料(ディレクション費用)として支払うこと。

④市が主催するデザイン公募企画の作品応募者に対するデザイン費の支払いについて、下記の通り、市が指定する金額を支払うこと。

企画①：旗にプリントするデザインの公募（35 作品）

一作品につき 5,000 円 （合計 175,000 円）

企画詳細 <https://poart-oita.com/info/no7134/>

企画②：列車に貼付するプリントシールのデザイン公募（3 作品）

一作品につき 10,000 円 （合計 30,000 円）

企画詳細 <https://poart-oita.com/info/no7133/>

(2) 会場レイアウト、設営業務に関する業務

①アートコレクティブと連携・調整しながら、企画内容に応じた会場レイアウトを行うこと。なお、会場使用申請は市が行うものとし、使用料は発生しない。

②受託者は、別紙を参照のもと適正な人員配置を行い、会期中の準備・運営・会場整理・撤収をスムーズに行うこと。

③企画内容は別紙を参考にすること。

(3) 会場撤去、原状回復

①事業実施に伴う廃棄物等については、適正な廃棄処理をすること。

②イベント終了後は原状回復すること。

(4) 広報・宣伝業務等

①チラシ・ポスターの制作及びデザイン料の支払い

イベント広報知のためのチラシ・ポスターについて、市が指定するデザイナー（登録アーティスト）がデザイン・制作を行うため、デザイン費及び制作費（印刷費含む）として 515,000 円（税抜）を相手方に支払うこと。

②記録撮影・映像撮影

市が指定する撮影者（POART 登録アーティスト）に、記録撮影・映像撮影費として 45 万円（税抜）を支払うこと。

③イベント用立看板の設置について

下記表のとおり立て看板を制作し、各イベント当日に看板を設置すること。

内容	数量	サイズ
「POART MONTH」 共通デザイン	2 枚	A2 以上
「トレインジャック」 演劇入口案内看板	1 枚	A2 以上
「トレインジャック」 サウンド入口案内看板	1 枚	A2 以上
「トレインジャック」 食文化入口案内看板	1 枚	A2 以上
「トレインジャック」 ワークショップ演劇入口案内看板	1 枚	A2 以上

(5) 運営体制の構築

実施に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築すること。また、委託者との調整を緊密に行うため専属の担当者を置くこと。

(6) 当日の運営・記録等

イベント企画の開催当日は、別紙を参照のもと、スタッフの配置を行うこと。また、11月3日（火）および11月14日（土）に開催のイベントに合わせて、市が作成するアンケートの実施及び集計を行うこと。

(7) 事業実績報告書作成業務

業務終了後、開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書 1 部を速やかに市へ提出すること。なお、写真については市から提供するものとする。

(8) 損害賠償

本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

6.著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果物のすべては、市に帰属するものとする。また、成果物に含まれる校正素材（写真、イラスト等）については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

7. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

8. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

9. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

10. 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. その他

- (1) 出展者及び出演者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (2) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。
- (4) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして計上すること。